

平成 25 年

第 4 回市議会定例会 議案第 17 号

函館市地域温泉施設条例の一部改正について

函館市地域温泉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域温泉施設条例の一部を改正する条例

函館市地域温泉施設条例（平成 16 年函館市条例第 97 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「12,075 円」を「12,420 円」に、「13,125 円」を「13,500 円」に、「14,175 円」を「14,580 円」に、「4,725 円」を「4,860 円」に、「1,050 円」を「1,080 円」に改める。

別表第 2 中「5,000 円」を「5,140 円」に、「2,000 円」を「2,050 円」に改める。

別表第 3 中「12,600 円」を「12,960 円」に、「13,650 円」を「14,040 円」に、「5,000 円」を「5,140 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）の経過措置に関する規定および社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）の経過措置に関する規定に準じて、市長が定める。

(提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い，温泉浴場および温泉供給施設以外の施設の利用料金の上限額について消費税等相当分を改定するため